

## 社会アセスメント

1. 社会アセスメントで要求される分析の幅、深さ、種類は、提案されているプロジェクトの先住民族に対する潜在的影響の性質および規模に比例したものとなります。
2. 社会アセスメントでは、必要に応じて次のような要素を含みます。
  - a. 先住民族に適用する法的・制度的枠組みの当該プロジェクトの規模に応じた検討。
  - b. 影響を受ける先住民族コミュニティの人口統計的、社会的、文化的、政治的な特徴、こうした先住民族コミュニティが伝統的に所有してきたあるいは慣習的に使用もしくは占有してきた土地や領地、およびこうした先住民族コミュニティが依存している天然資源に関する基本情報の収集。
  - c. 検討結果や基本情報を考慮した上で、主要なステークホルダーの特定、ならびにプロジェクト形成および実施の各段階における文化的に適切な先住民族との協議プロセスの確立（本政策の第 9 項を参照）。
  - d. 影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上で協議に基づく当該プロジェクトの潜在的な正・負の影響のアセスメント。潜在的な負の影響を見極める上で重要なのは、先住民族が置かれている独特的な状況および土地や天然資源との密接な結びつき、ならびにこうした先住民族コミュニティが居住するコミュニティ、地域もしくは国家社会における他の社会グループと比べて相対的に良い条件を得る機会が欠けていることを考慮した上で影響を受ける先住民族コミュニティの相対的な脆弱性やリスクの分析を行うことです。
  - e. 影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上で協議に基づく負の影響を回避するために必要な方策についての特定と評価。こうした方策が実行不可能である場合は、影響を最小化し、緩

和し、もしくは代償するための方策ならびに先住民族が当該プロジェクトの下で文化的に適切な利益を享受することを確保するための方策の特定。

本政策は世銀スタッフの使用に供するために作成されたものであり、必ずしも、対象事項への対応全てを記載するものではありません。世銀スタッフは組織情報サービスセンター (*IISC*)、一般の方は情報センター (*PIC*)において追加コピー入手することが可能です。